

体験創庫かけはし 安全管理マニュアル

1、概要

事業所名：体験創庫かけはし

所在地：松本市波田 4507-3 かけはし庵及び近隣の圃場、みんなのゆめの森

代表者：藤村哲

安全管理者：中澤朋代

連絡先：TEL 0263-92-1508/FAX0263-88-7595

2、安全管理方針

私たちは主たるフィールドとなる地区の豊かな自然、脈々と続く生活文化を尊重し、自然の恵みの享受、および、伝統的生活文化の継承を意識しながら、**次世代・現世代の自然の中での遊びと交流**を通じた学びの場を提供する活動を展開する。活動は自然体験活動として、冒険遊び・いきもの採取・自然観察・森林整備・農作及び調理等の生活体験・アウトドアスポーツなど、自然に入り幅広い行動を伴うことから、集団管理・安全管理に必要な指導者は人数・指導力をみながら適切に配置する。同時に活動の冒頭に参加者に対して行動規範を明示し、保命学習と動機づけを行う。これにより参加者自身がその興味の範囲で安全性を判断し、自由に活動することを保証しつつも、安全に関して双方が責任を持って対応できる関係を構築することを目指す。

すべてのプログラム・用具等の取り扱いにおいて、参加者に対しては明確な行動規範（行動範囲、ルール）を説明し、各自で対応することを前提とするが、年齢条件等による参加者の注意能力等に不安がある場合は、指導者が付き添うなど状況に応じて対応する。また、参加者は子どもであっても説明を理解して行動できると指導者が判断した場合、複数の指導者との了解の上、安全に関わる主体性を委ねることがある。参加者が親子、大人の場合は、安全性の判断を大人の参加者に委ねることがある。

3、主なプログラム

3-1、いきものみつけファーム波田クラブ

年間 10 回程度、毎月の農業体験&自然体験活動。上波田地区の田んぼの作付けとみんなのゆめの森あそび、かけはし庵の敷地（ツリーハウス、広場、野外炊事）での外遊びが主たる活動で、対象は年間会員制で小学生～中学生と親子。

3-2、上波田あそび工房

毎週水曜日の放課後に、送迎される未就学児～中学生までを対象とし、かけはし庵の敷地とみんなのゆめの森をフィールドに自然体験活動を行う。年間会員登録制。

3-3、天の川キャンプ

夏季休暇に宿泊を伴う自然体験活動を行う。3-1、3-2 の登録者を主に、ほか一部は公募。

3-4、マルチカルチャーキャンプ

ブラジル人学校とキャンプ地近隣に在住する児童生徒が、岐阜・長野で自然体験活動を通じて交流する事業。ブラジル人学校からは教員が同行。在住の参加者は各回で公募。

3-5 地元の小中学校の総合的な学習の時間を中心とした体験活動の提供。学校行事保険の範囲。

3-6 受託事業・講師派遣

3-7 家畜動物の飼育及びふれあい

4、事業催行規定

4-1 以下の状況下では屋外での活動を停止し、室内代替えもしくは事業中止とする。

- ① 災害時（避難指示、避難勧告、避難準備の各段階） 県、市の発令に準ずる
- ② 警報発令時（大雨、洪水、強風等）
- ③ 感染拡大（レベル3、当日の発熱等の発生） 県、市の発令に準ずる

※ただし、予報の範囲は行政区によるものであることが多いため、局地的に該当しない場合は、代表を含む2名以上の審議を持って対応を協議し、決定する。

風速10m以上が続く場合、原則的に屋外での活動はしない（強風注意報のレベル）

4-2 リスクの所在

① フィールドにおけるリスク

- ・熊、サル、イノシシ、刺す虫、毒虫、毒蛇、などの野生生物との接触
- ・毒草・野菜等の間違った（不十分な処置による）飲食
- ・道迷い、遭難（単独行動）
- ・水路、倒木、地形の崩壊、
- ・自然災害、急激な天候の変化
- ・交通事故
- ・火の不始末における火事

② 活動におけるリスク

- ・道具の誤使用、道具の故障
- ・気候等に誘発される傷病（熱中症ほか）
- ・火起こし中のやけど
- ・食中毒
- ・かぶれ、アレルギー反応

③ 参加者におけるリスク

- ・初対面、コミュニケーションのトラブル
- ・身体能力不足、発達段階や回復期における能力の誤認
- ・持病（既往症、治療中の傷病、当日の体調不良）
- ・多動、注意力散漫、パニック症など個別特性
- ・個人情報への漏えい
- ・人権に関するトラブル
- ・紛失物、物損
- ・新型コロナウイルス等による感染症

④ 家畜動物におけるリスク

- ・人への感染症
- ・怪我（動物とのコミュニケーションのトラブル）
- ・動物アレルギー

4-3 リスクへの対応

1) リスクマネジメントのスタッフ共有

- (ア) 活動のリスク評価について、事前にスタッフ間で行う
- (イ) 参加者情報を収集し、共有する
- (ウ) 事業の前に可能な限り近い日程で下見を行う
- (エ) 各回のリスクマネジメント・ディレクターを指定する
- (オ) スタッフの健康状態をお互いに確認する
- (カ) 日帰りは終了後、宿泊は毎夜にリスクマネジメント評価をスタッフ間で行う

2) セイフティ・トーク

- (ア) 活動の直前にセイフティ・トークを入れ、動機づけを行う
- (イ) 各回共通の注意事項は活動中にスタッフが声に出し、再度意識づけを行う
- (ウ) 安全のための立ち入り禁止区域は、目印で明確に指定する（目視確認可能）

3) レスキュー用具の常備と携帯

- (ア) 清潔な水の常備
- (イ) ファーストエイド（救急箱） ※太字は持ち歩きセット
 - 包帯、テーピング、紙テープ、滅菌ガーゼ（大小）、ばんそうこう（大小）、はさみ、体温計、冷
 えピタ、湿布、防水テープ等
 - ◎遠征などの場合は必ずスタッフ一人が太字を持参する。活動終了時に使用分を補充。
- (ウ) ロープ、棒、布など搬送具
- (エ) 緊急車両、免許証を携帯する運転手
- (オ) 携帯電話（通信電波を確認）

4) 食品衛生にかかわること

- (ア) 調達：日中の最高気温が 25℃を超える時期は、魚介類、ひき肉の調達は避ける
- (イ) 保管：食材は 20℃以下の低温で保管する。生もの、足の早いものは 5℃以下で保管する。
- (ウ) 調理：調理法は基本的に過熱する。サラダなど生食する食材は、丸のまま鮮度が保たれていることを確認し、前日以前にカットされた食材は原則加熱する。練り製品もプラスチックコーティングされている場合を除いては加熱する。キャンプでの食事は参加者と共に調理するため、全員に手を流水でよく洗うことを徹底する。動物に触れる、感染の恐れのある時は、併せて石鹼もしくはアルコールを使用する。
- (エ) 食器材：各回で使用した食器・調理機材は水道水で良く洗浄する。キャンプなどで食器の流水洗浄が難しい場合は、布で汚れをふき取り、軽く水で洗い、1 時間以上を目安に日光消毒を行う。
- (オ) 本人及び同居の家族が体調不良のスタッフは、原則、調理活動に加わらない。

5) 動物に関わること

(ア) ヤギの飼育

偶蹄類で乾燥した場所を好み、湿気と暑さが苦手。飼料について夏は青草のみ、冬は藁と穀ぬかや野菜の残渣等を与える。ザーネン種に多い病気としては腰麻痺（蚊の吸血で媒介される指状糸状虫の感染）があり、それ以外にどの種にも毒草※の捕食、下痢（濡れた草の捕食）、爪の伸びすぎによ

る変形、放牧の綱の絡みによる窒息に留意が必要。健康維持のため、新鮮な水を欠かさず、時々塩を与える。

(イ)鶏の飼育

雑食の適応範囲の広い家畜。残飯も食べる。通常は庭に放牧をしており、デッキ等に上がらせないようにしつけを行う。家禽コレラ、家禽ペスト（鳥インフルエンザ）、鶏の大腸にはサルモネラ菌が保有されていることが多く、糞、卵ともに扱いは注意が必要。

(ウ)ウサギの飼育

暑さに弱く、寒さに強い西洋アナウサギ。水にぬれることを嫌うが、新鮮な飲み水は常に必要。飼料について夏は草とペレット、冬はペレットのみで可。下痢、皮膚炎など観察により注意する。げっ歯類で歯が伸び続けてしまうため、常に木片などをかじる。草を与える際に、指で短く持つと歯で指先が切れる事故があり、特に幼児は注意が必要。

共通事項：イとウは、外来からのキツネ、ハクビシンなどによる吸血死亡の被害を想定し、飼育小屋は地下を金網で覆う。

ふれあい：家畜動物に触れる時は、①後ろから追いかけない、②無理に捕まえたり引っ張ったりしない、③歯や角など鋭利な部分に留意、④触った後は感染防止に石鹸で手を洗う、を確認する。

*毒草：ツツジ、トリカブト、キツネノボタン、ケマンソウ、キンポウゲ、スイセン、ジンチョウゲ、スズラン、ナンテン、ワラビ、アセビ、イチイの種、など。多くはヤギが食べないが、たまに食べてしまう個体があるので、放牧する際は注意が必要。

4-4 用具における安全対策

子どもや参加者（初心者）は、体験用の用具を使用する。

子どもが使うものに関してはサイズが適切かどうか、毎回スタッフが使用者本人に持たせた上で確認する。サイズや重さが体格に合わない場合は大人が補助をするか、または使用をしない。

- 1) 刃物：使用の度にさやに入れ、地面に直接置かない。刃物を使うスペースを限定する。ナタは刃こぼれしないように必ず木製の薪割台を使う。のこぎりは必ず台を利用し、ナタとのこぎりについては、子どもは複数で取り扱うルールとする。
刃物は基本的に使用をあっせんするが、参加者が使い方に慣れるまではスタッフの一人以上がその場で直接使い方の指導に当たる。
- 2) 火：ファイヤープレイスから炎を出さないことを徹底する。
片づける際には火床を十分に冷やし、炭を残さない。また、2時間後以降に自然発火がないか、現場を再度確かめる。
- 3) ロープ：踏まない。土をつけない。キンクを解き、すべてを手の中を通して状態を確かめながら片づける。破損があった場合は、体重をかける・重いものを支えるなど重要な用途には使わない。
- 4) 農機具：動力は使わない。柄があるものは事前に水につけてから使うようにしたいが、できない場合は、振りかざす行為は行わない範囲で使用する。使用後は泥を水で洗い、錆びないようにしてから所定の棚に戻す。
- 5) 梯子・脚立：人が乗る場合、必ず2人以上で使用する。梯子はかける角度を5度程度に急にする。脚立の天板に乗らない。いずれも足場を支え、必要であればロープで固定して使用する。
- 6) チェンソー、草刈り機：習熟したスタッフのみ扱うことができる

5、緊急時体制

事故発生 → 二次災害の防止 → 状況把握後、速やかに藤村・中澤に連絡、把握

→ 応急処置 → 必要があれば松本市立病院へ搬送・保護者に連絡 → 付き添い

→ 必要があれば 119 番・保護者に連絡 → 付き添い

→ 事故の共有

→ 事故の記録・報告書作成

→ 保護者との経過連絡、アフターフォロー

6、スタッフトレーニング

年 1 回の安全管理マニュアルの読みあわせを行う。改訂はスタッフ全員で行う。

行事の直前に安全に関するミーティング、マニュアルの確認を行う。行事日も毎夕刻または夜のミーティング時に安全確認を行う。

7、用具管理

体験創庫かけはしで使用する用具は、使用前・使用後のそれぞれで状態を確認する。

触れたスタッフはその状態に異常がある場合、すぐにディレクターに伝え、その用具が営繕されるまでは原則使用しないルールとする。

8、保険の取り扱い

損保保険の傷害・賠償責任保険にスタッフ、参加者の全員が加入する。

9、安全管理マニュアルの取り扱い

年に一度の読みあわせで毎年改訂を行う。必要に応じて、期の途中でも項目の追加を行う。

10、関連法令

道路交通法

消防法

旅館業法・民泊法

食品衛生法

個人情報保護法

自然公園法

農地法

旅行業法 不特定多数の参加者を募集するツアー的な事業

2018 年 4 月作成

2019 年 5 月改訂

2020 年 7 月改訂